つやま企業サポート事業

生産性向上補助金交付要領

令和６年２月１日　制定

（目的）

1. つやま産業支援センター（以下「センター」という。）は、市内事業者が自動化設備やＩＣＴソリューションを新たに導入するための事業費等に対して、 つやま企業サポート事業生産性向上補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付し、市内事業者の生産性向上を図ることを目的とする。

２　補助金の交付に関しては、津山市補助金等交付規則（昭和４２年津山市規則第１３号）及びつやま企業サポート事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領における、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　ＦＡロボット　自動制御によるマニュピュレーション機能や移動機能をもち、各種の作業（溶接、組立、搬送、塗装、検査、研磨、洗浄等）をプログラムにより実行することで、工場の自動化に寄与する機械をいう。

（２）　ＩＣＴソリューション　以下の各種間接業務をソフトウェアにより実行することで、業務効率化に寄与するＩＣＴツールをいう。

・デジタル文書などの情報を社内で共有できるツール

・販売管理、在庫管理、購買管理などを行うツール

・顧客管理を行い、売り上げ拡大を検討するツール

・オンラインの社内コミュニケーションツール

・定型化された業務を自動化するツール

・情報を一元管理し、業務を効率化するためのツール

・売掛、買掛、入金、出金、振替といった会計管理などを行うツール

・人事評価や勤怠、給与、社会保険などを行うツール

・インターネット上で注文書や請求書、契約書などのやり取りを行うツール

・データを収集し、分析・活用するツール・その他、センターが業務効率化に寄与すると認めるツール

（３）　生産性の向上　１０パーセント以上の作業人数の省人化又は１０パーセント以上の労働時間の短縮、１０パーセント以上の生産量の向上、１０パーセント以上の生産コストの削減のいずれかをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、補助金交付要綱第２条第１号に定める企業（以下「補助対象者」という。）とする。ただし、補助金交付要綱第３条第２項各号に掲げる要件に該当する場合はこの限りでない。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、生産性の向上を図ることを目的として、新たにＦＡロボット等の自動化設備やシステム構築されたＩＣＴソリューションを事業所に導入するとき、その申請に基づき補助金を交付する。ただしシステム構築が不要で、ソフトのインストールのみで使用できるものやシステムの基礎的機能により容易に構築できるものは除く。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、導入時の経費のみとし、維持・保守・使用に関わる経費は対象外とする。

２　補助の対象となる経費は、直接人件費を除く補助事業を実施するために必要な経費とし、区分及び内容は、新たにＦＡロボット等の自動化設備については別表１で、システム構築されたＩＣＴソリューションについては別表２で、それぞれ定めるものとする。

（補助対象期間）

第６条　補助対象期間は，交付決定のあった日から，当該年度末の１０日前までとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める様式による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、令和６年４月１日から令和６年８月３１日までにセンターに提出しなければならない。

(１)　交付申請書に掲げる書類

(２)　市税完納証明書

(３)　見積書

(４)　その他センターが必要と認める書類

（補助金の制限）

第８条　補助金交付の対象となる事業は、１補助対象者当たり、同一年度内において１事業とする。

２　補助金の交付は、１補助対象者当たり、補助対象経費の３分の２以内とし、同一年度内において２００万円を限度とする。ただし、市外企業への発注については、補助対象経費の２分の１以内とし、同一年度内において１００万円を限度とする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了の日から３０日を経過した日又は当該年度末日の１０日前のいずれか早い日までに、別に定める様式による実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えてセンターに提出しなければならない。

 (１)　補助対象経費の内容及び領収が確認できる書類等の写し

(２)　事業成果の分かる書類

(３)　その他センターが必要と認める書類

（補助金の支払い方法）

第１０条　補助金の支払いは、精算払いとする。

（その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、センターが別に定める。

付　則

（施行期日）

１　この要領は、制定の日から施行する。

別表１（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| 産業用ロボット 導入費 | 産業用ロボットの購入又は賃借（ただし、賃借の場合は、補助金交付年度内に支出するものに限る。）、搬入、据付若しくは調整等、産業用ロボットの導入に要する経費 |
| 導入に伴う付帯経費 | 産業用ロボットの導入に伴い必要となった、構築物又は既設の機械装置等の移設に要する経費、及び活用に必要な技術指導の受入に要する経費 |
| その他経費 | ここに掲げるものの他、センターが特に必要と認める経費 |

別表２（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| パソコン等設備購入費（※１） | ＩＣＴソリューションの導入に必要なサーバー、無停電電源装置、パソコン、タブレット、ＩｏＴセンサーの購入に要する経費 |
| サーバー構築費（※１） | 設計されたシステムを稼働させるために必要なサーバー、パソコン、タブレット、ＩｏＴセンサーの設定に要する経費 |
| システム設計費 | システムの要件や機能、全体の構造を定義するため、要件分析、システムのアーキテクチャ設計、ユーザーインターフェイス設計、データベース設計などに要する経費 |
| システム構築費 | 設計されたシステムを実際に構築、実装するため、ソフトウェアの購入、プログラミング（購入したソフトウェアのカスタマイズを含む）、データベースの構築、システムの統合、テストなどに要する経費 |
| その他経費 | ここに掲げるものの他、センターが特に必要と認める経費 |

※１経費の合計は全対象経費の１／３を上限として対象経費に算定。